

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 25日

広島市長

提出者

住所 広島市中区鶴見町4番22号

氏名 前田建設工業株式会社 中国支店

執行役員支店長 渡辺 勇作

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-246-9182

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田建設工業株式会社 中国支店
事業場の所在地	広島市中区鶴見町4番22号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 107億円（前年度実績 中国支店管轄内）
③従業員数	76人（中国支店管轄内）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A[建設副産物] --> B[産業廃棄物] B --> C[混合廃棄物] B --> D[木くず
ベニヤ
造作物
木端材] B --> E[コン・アスコンガラ
コンクリートガラ
アスファルトガラ
はつりガラ] B --> F[廃プラスチック
発砲スチロール
プラスチック] B --> G[金属くず
鉄筋端材
鉄骨・軽鉄端材
塗料・シーリング缶] B --> H[建設汚泥] C --> C1[中間処理委託
選別] D --> D1[中間処理委託
破砕
建設資材等] E --> E1[中間処理委託
破砕
再生砕石] F --> F1[中間処理委託
破砕・選別
固形燃料等] G --> G1[中間処理委託
破砕・選別
リサイクル] H --> H1[中間処理委託
脱水・セメント固化
建設資材等] D1 --> I[広島市内全域の工事現場] E1 --> I F1 --> I G1 --> I H1 --> I I --> J[管理型廃棄物] I --> K[安定型廃棄物] J --> J1[木くず
リサイクル・焼却
管理型処分場] J --> J2[紙くず
リサイクル・焼却
管理型処分場] J --> J3[石膏ボード
破砕
管理型処分場
リサイクル] K --> K1[金属くず
圧縮・裁断
安定型処分場
リサイクル] K --> K2[廃プラスチック
破砕
安定型処分場
リサイクル] K --> K3[ガラス陶磁器
破砕
安定型処分場] </pre>

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

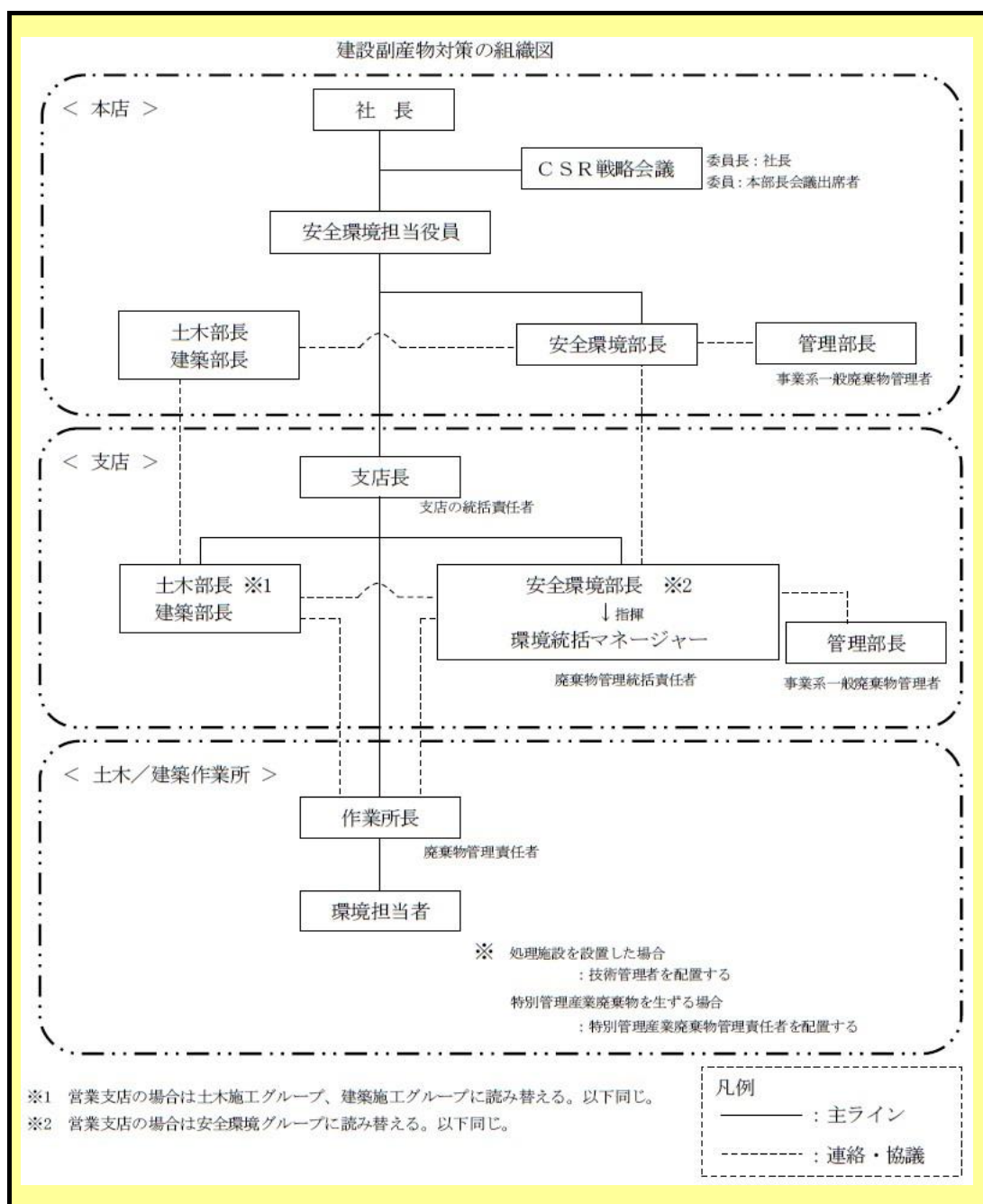
現状:前年度(令和 5 年度) 実績量
計画:今年度(令和 6 年度) 計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
プラスチック類	93.50	93.50	0	0	0	0	0	0	0	0	93.50	93.50	0	30.00	93.50	93.50	0	0	0	0
紙くず	12.80	12.80	0	0	0	0	0	0	0	0	12.80	12.80	0	3.00	12.80	12.80	0	0	0	0
木くず	68.60	68.60	0	0	0	0	0	0	0	0	68.60	68.60	0	20.00	68.60	68.60	0	0	0	0
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	7.90	7.90	0	0	0	0	0	0	0	0	7.90	7.90	0	2.00	7.90	7.90	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	894.60	894.60	0	0	0	0	0	0	0	0	894.60	894.60	408.48	450.00	894.60	894.60	0	0	0	0
鉱さい																				
がれき類	45.90	45.90	0	0	0	0	0	0	0	0	45.90	45.90	0	10.00	45.90	45.90	0	0	0	0
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
混合安定型	55.10	55.10	0	0	0	0	0	0	0	0	55.10	55.10	0	10.00	55.10	55.10	0	0	0	0
石綿含有廃棄物	1.30	1.30	0	0	0	0	0	0	0	0	1.30	1.30	0	0.50	1.30	1.30	0	0	0	0
建設汚泥	4624.70	4624.70	0	0	0	0	0	0	0	0	4624.70	4624.70	227.70	250.00	4624.70	4624.70	0	0	0	0
合計	5804.40	5804.40	0	0	0	0	0	0	0	0	5804.40	5804.40	636.18	775.50	5804.40	5804.40	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・発生抑制を推進するための工法、資材等の検討 ・梱包の簡素化と無梱包化の推進 ・プレカット材の使用と余剰材の削減等 ・搬入時に使用するパレットを廃棄せず納入業者に回収依頼
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記に加え主要構造部(柱・梁・床・階段)のプレキャスト化を図り、現場で発生するコンクリートガラの減量

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	・段ボール、紙くずは再生利用出来るように分別
②計画 (今後、分別する予定の産業廃 棄物の種類及び分別に関する取 組)	・上記に加え作業所内での選別をさらに推進し減量化を 実施

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特記事項無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	特記事項無し

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特記事項無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	特記事項無し

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特記事項無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	特記事項無し

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特記事項無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	特記事項無し